

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 ( 五 月 十 五 日 ) 發 行

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 壹 卷 第 貳 號

昭 和 十 六 年 五 月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十 龜 盛 次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>における</small> ケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

( 禁 轉 載 )

書 肆 有 斐 閣 發 賣

## 支那紡績勞働請負制度の様式

——本制度の内容をなす具體的諸關係——

岡 部 利 良

### 一 は し が き

支那紡績業に於ける勞働請負制度については、先きの拙稿に於いて一應概括的に明かにしたところである。<sup>1)</sup> 即ちこの勞働請負制度は、紡績資本家と紡績勞働者の間に介在する一種の勞働請負人（親方）が、自己の責任に於いて一定の契約の下に勞働者を募集してこれを紡績資本家に周旋し、且つ請負人に於いてこれらの勞働者の日常生活に對する責任及び管理を引受ける制度である。請負人は、かゝる機能を引受けることによつて自己の支配下にある勞働者を中間收取の對象となし、以つて彼等に依存する寄生的存在となつてゐる。而してこれらの紡績勞働者は、一般に女工であり、包身工の名（或ひは其の他の名稱）を以つて呼ばれてゐる。かゝる包身工は、支那紡績勞働者の一部を占めるに止まり、またそれは一つの殘存的形態ではあるが、然し支那社會の特殊な諸關係に規定された勞働者として注意さるべき存在である。本稿は、この制度に於けるこれらの關係者の間の諸關係を具體的に捉へ、以つてこの制度の組織的な關係の様式を明かにすることを意圖して居り、而して前掲の拙稿に對しその續稿をなすものである。内容は事實の具體的記述であり、自ら一箇の調査結果に外ならない。特に具體的な事實の取扱ひを主としてゐるのは、工業勞働に關する慣行調査の立場から、その慣行的事實に關する資料を幾分でも整理づけんとする試みの故である。

この勞働請負制度に於ける關係者は、紡績資本家、勞働請負人（以下單に請負人と云ふ）、及び包身工（請負人に讓渡された勞働者）の三者である。問題は、これらの關係者の間に於ける關係の仕方にあり、従つてこの制度自體が

1) 拙稿、支那紡績業に於ける勞働請負制度、東亞經濟論叢、昭和十六年二月。

これらの關係者によつて如何に形づくられてゐるか云ふその組織的な關係を具體的に見ることは、同時にまたこの制度の性格をヨリ明瞭ならしめ得ることとなるであらう。この性格の規定については、既に前記の拙稿に於いて一應與へたところである。

これらの關係者間の關係は、(一)紡績資本家と請負人の關係、(二)請負人と包身工の關係、(三)紡績資本家と包身工の關係、の三つに分かたれるが、特に重要な部分をなしてゐるのは(二)の關係である。これはこの制度の内容から見て明かである。然しこの(二)の關係を理解するには、一應先づ(一)の關係に於ける請負人の位地を明かにすることが必要である。而してこれら(一)、(二)の關係こそ、この制度自體の内容を形づくるものであり、従つて同時にそこにはまた、請負人及び包身工が如何なる存在であるか見出される。これに對し、(三)の紡績資本家と包身工の間には、この制度の組織的な關係から見ると、實は直接的には特殊な關係は存在しない。即ち兩者の間には、他の普通の紡績労働者に於けると同じやうに、資本家對労働者の一般的な關係を見るに過ぎないと言つてよい。<sup>2)</sup>然し、他方に於いて包身工は、他の普通の労働者とは異なる關係をも有つて居り、従つて紡績資本家と包身工の間にはまた特殊な關係も見出される。たゞこれらの點は、この制度から生ずる効果或ひは弊害等の問題として見られるものであつて、いまの場合一應別箇の問題と見てよい。

それ故こゝに問題とするところは、右の(一)、(二)の關係についてであるが、以下これらの點に關し、主として、この制度の代表的な存在を見る上海の紡績業に於ける近年の事實を基礎として明かならしめようと思ふ。たゞ詳細な點についてはなほ充分明かにし得ない點があり、内容的にも不充分なところが少くないであらうが、

2) この點に關しては、曾つて存在した關係と現在に於ける關係との間には可なり變化が見られる。後述參照。

それらは更に今後に俟ちたいと思ふ。

## 二 紡績資本家と請負人の關係<sup>1)</sup>

紡績資本家と經營者と請負人の關係は、請負人の置かれてゐる位地、關係の如何によつて必ずしも等しくない。請負人は、大體に於いて工場の一員ではなくしてその外部にある者であるが（現在日本人紡績の場合には通常さうである<sup>(註一)</sup>）、また既に經營者と雇傭關係にある者にして同時に請負人の役割を演じてゐるやうな者も存在する（例へば支那人紡績に於ける工頭制<sup>(註二)</sup>の下で、工頭兼工頭・監督が請負人の仕事をも行つてゐるやうな時はこの場合に該當する）。更に前者に於いても、請負人にしてその存在を經營者より云はゞ公式に承認されてゐる者と、さうでなくして單に默認されてゐるに過ぎない者とがある<sup>(註三)</sup>。即ち等しく請負人と言ふも、このやうに彼等の置かれてゐる位地、關係が異なる結果、こゝに經營者と彼等との關係も自ら異らざるを得ない。然し中間收取者としての請負人の典型な場合は、彼等が工場の外部に存在する場合である。それ故こゝでは、かゝる請負人の、右にあげた二種のものについて經營者との關係を見るに止めるが、これによつて、本來請負人たる者が經營者と如何なる關係にあるかをほゞ知ることが出来るであらう。

(註一) 然し日本人紡績の場合にも、工場の職員或ひは労働者等にして請負人の仕事を行つてゐる者が全然存在しないとは言へないかも知れない。方顯廷氏は、支那に於ける労働請負制度は特に日本人工場及び其の他の外人工場に於いて發達してゐると述べ、且つ紡績業に於いては、工場内の職工が労働に従事しながらやがて監督となり、労働請負人となる過程について語つてゐる。然し今日、一般に日本人紡績の場合には、請負人親方或ひは其の他の名稱（督促、賄方等の如き）を以つて呼ば

- 1) この點に關する以下の記述は、大體、在支紡績業關係者より得たる事實を基礎とするものである。
- 2) Fong, H. D., *Industrial Organization in China, Tientsin, 1937, p. 39, p. 42.*

れてゐる者にして同時に労働者の募集・周旋及び彼等の日常生活に對する世話・管理等を行つてゐる者は、工場内の仕事に關係してゐないのが普通と云つてよい。

(註二) 工頭制とは、工場經營者が若干の工頭を雇入れ、これらの工頭をして労働者の募集から工場内に於ける彼等の監督、賃銀の支拂、其他労働者關係の事務一般を行はしめる制度である。この限り彼等工頭は經營者側の一員であると見てよい。然しこの場合、更に請負人或ひは下請負人が工場の外部に存在することを排除するものではない。

(註三) 右の如き請負人の相違に従ひ、經營者が請負人の存在を承認してゐる場合は、同時に經營者としてこの労働請負制度を採用してゐることを意味し、然らざる場合は、經營者自身としてはこの制度を採用してゐるのではないが、然し實際に於いては黙認の形でそれが存在してゐるわけである。

### 一、公認請負人の場合

先づ請負人が經營者からその存在を承認されてゐる場合には、請負人は言はずその工場の公認請負人とも言ふことが出来よう。この場合彼等請負人は、經營者から請負人(或は職工募集人)たることを簡単に承認されることによつてかゝる位地を得てゐるのが普通である。兩者の間には、既にこれらの請負人が工場の外部にある者である以上何ら雇傭關係の存在しないことは明かであるが、また一般に此の外特殊な契約關係の如きも存在しないと言ふ。即ち兩者の關係は、形式的には至つて單純である。然しかく承認された場合には、經營者と請負人との間に直接的な交渉關係が生ずるのに對し、然らざる場合にはかゝる直接的な關係は存在せず、こゝにこの二つの場合に於ける差異が見出される。

請負人の經營者に對する主たる仕事は、既に指摘した如く(前掲拙稿)、一般に、労働者を募集・周旋すること並びに工場外(宿舍)に於ける彼等の世話並びに監督・監視を行ふことにある。募集・周旋については、請負人は經營者の要求により必要に應じてこれを行ふが、また豫め自分で任意に労働者を募集して來ておき、機を見て

これを工場に周旋する場合も少くない。或ひは就職希望者から周旋を依頼されるやうな場合もある。他方労働者の世話並びに監督・監視は、經營者の要求如何に拘らず、請負人としては労働者との契約の結果、或ひは自己の利害關係上當然行はねばならぬものであり、それは同時にまた經營者の要求にも合致するものである。

然しこれらの請負人は——一定の工場から請負人として承認されてゐる結果一應當該工場に所屬してゐるとは云へ——經營者に雇傭されてゐるものでないためその活動は言はず自由であり、従つて一經營者のみに奉任せねばならぬ責任もない。それ故、ある工場の請負人が他の工場に對し労働者を周旋するが如きことも妨げない。然しかうした點からまた弊害も生ずる。例へばある工場の請負人が、その工場から借りた職工社宅（後述参照）に、自己の周旋した他の工場の労働者を一緒に起居せしめてゐるが如きことも屢々行はれてゐる。

請負人に對する經營者の報酬は僅少なもので、大體、労働者募集の場合旅費に相當する額を支給する程度である。一般には、此の外別に手當とか報酬の如きものも殆んど與へられてゐない。然るに請負人は、後にも述べるやうに、募集の際、應募者＝包身工の家庭に對して、契約金額の一部にもせよとにかく自己の計算で前渡ししうるやうな經濟的な餘裕を有つてゐるのである。かゝる事實は、彼等がどのやうな仕方でも包身工に對して寄生的存在となつてゐるかを語るに足る一つの證左と言へよう。

請負人の經營者に對する關係は、更に請負人がその配下にある包身工の代辨者たることに見られ、即ちかゝる關係の下に、請負人は包身工の希望、要求等について經營者側と交渉することを常としてゐる。請負人がこのやうな役割を買つてゐることは、勢力の弱い女工達自身による交渉に較べ、經營者にとつては好ましからぬもので

ある。然しまた請負人は單に包身工達の代辨者であるばかりでなく、他方に於いて經營者側の代辨者でもある。その代辨的な役割は、經營者が請負人の勢力を利用し、以つて包身工を統制する場合などによく示されてゐる。これは、經營者から見たこの制度の有つ重要な意義の一つである。

既にふれたやうに、請負人は經營者に對し一應自由な立場にあるとは云へ、然し經營者としては彼等を全然放任しうるものでなく、必要に應じて彼等を監督し統制しなければならぬ。右にあげた請負人の利用、統制の如き、特に考慮されねばならぬものである。然し請負人が平常行つてゐる一般的な仕事（労働者の募集、彼等に對する衣食住の世話等）に對しては、經營者として別に大して監督、統制の如きを行つても居ない。經營者が請負人の中間收取に對し抑制的注意を拂つてゐるやうな場合もあるが、一般にはこれらは殆んど取り上げるに足りない程度のものであつてやうである。

これらの請負人の數は、上海の紡績業に於いても全體的には明かにされてゐないし、また各工場について見るも、その規模、特に包身工の數によつてそれ／＼異なる。上海の日本人紡績に於ける二、三のものについて筆者が知り得たところに依れば、昭和十五年夏頃に於いて、A工場では約百五十人<sup>(註)</sup>、B工場では百人餘、C工場では約四十人と言ふやうな事例が見られた。然しD工場に於ける如き僅か二名に過ぎないといふやうな場合もあつた。これらの請負人は大部分男子であるが、然し女子の請負人も若干存在してゐる（女子請負人の割合は、A工場、C工場に於いては何れも約二割、B工場、D工場は未詳）。

(註) このA工場は、請負人たる承認・待遇を與へるに當つて、その配下に大體労働者十五人以上を有する者に限り、それ

以下の場合には正式の請負人として取扱はないと言ふ。右の約百五十人と言ふのは請負人たる待遇を與へられてゐる者の數であつて、なほこの外に規定以下の勞働者數しか受持つてゐない請負人も存在する。

## 二、非公認請負人の場合

以上は大體經營者が請負人の存在を承認してゐる場合である。これに對し經營者

からその存在を正式に承認されてゐない請負人は、言はず非公認の請負人とも言へるだらう。而してこの場合には、經營者と彼等との間に直接的な交渉關係は存在せず、即ち彼等は經營者にとつて直接的には關知しない存在である。従つてまたこの種の請負人の數は、各工場に於いても、經營者自身すら充分知り得てゐないと言ふやうな事情にある。勿論この場合に於いても、請負人の仕事自體には變りないが、彼等はこれを言はず自分で任意に行つてゐると言つてよい。當然經營者としては、この種の請負人には直接勞働者の募集・周旋等を依頼することもなければ、また請負人が經營者に對して直接交渉關係を有つが如きことも生じない。

然しながら實はかゝる場合にも、請負人が經營者側の何人かと關係を有つてゐることは、否定されないものであつて、實際にはむしろかうした場合が多いであらう。即ち彼等請負人は、通常、工場の人事係とか其他工場内の一員と多かれ少なかれ何等かの連絡、關係を有つてゐると見られるのであるが（かうしたことは、工場側に於ける勞働者の募集の必要によつて生ずる）、その募集・周旋活動もかゝる關係を通じて行はれてゐると見てよいだらう。

元來經營者としては、請負人の存在を承認してゐると否とに拘らず、彼等に一定の利用性を認めてゐることは争はれない。従つて默認の形に於いても右のやうな請負人の活動が行はれることとなるのであるが、たゞこの場合にあつては、右の如き工場内部の者と請負人の關係も言はず私的なものに止まり、經營者との正式な關係でな



いことに、前の場合との相違がある。その結果、例へば請負人を通じて労働者を雇入れ、それに對して請負人に報酬の如きが支拂はれるやうな場合にも、それは直接經營者の計算に於いては無くして、一度工場内の募集擔當者の取得したもの（或ひはその一部）が、更に請負人に支給されると云つた關係にあるやうである。

**三、二つの政策**　このやうに請負人が事實上存在するにも拘らず、經營者に於いてこれを正式に承認しないで單に黙認と云ふやうな形を採つてゐるのは、經營者として、請負人を直接用ひることによつて生ずる經費或ひは煩瑣な關係を出来るだけ回避し、或ひはこれを前記の如き一種私的な關係に轉嫁せんとする意圖からであると見られるが、同時にまたかゝる形を採ることにより、この労働請負制度に對する社會的な責任を考慮してゐるとも否定し得ないだらう。然しこの場合には他方に於いて、この制度の効果的な側面を充分利用し難いと云ふ結果にもなる筈である。

經營者として請負人の存在を承認し、以つてこの労働請負制度を言はゞ正式に採用するか、それともこれを單に事實上の存在として經營者自身直接的には關知しないところとするかは、それ／＼各工場に於ける經營政策の異るところから生ずる。然しながら何れの形をとるにせよ、この制度の基本的な關係には勿論何ら異るところはなす。

### 三 請負人と包身工の關係——募集・周旋の方法及び契約内容

請負人と包身工の關係は、この労働請負制度の主要な内容をなすものであり、こゝに、この制度が如何に隷奴

的な關係を以つて構成されてゐるか、如實に示されてゐる。そしてこれらの關係は、包身工たる紡績女工が、請負人の手により如何にして募集され周旋されるか、また彼女達が如何なる生活條件の下におかれてゐるか、と云ふ事實のうちに具體的に見出される。

一、募集・周旋の方法 請負人が紡績工場に労働者を周旋する場合には、大體、地方の農村に於ける農家の子女を募集して來てこれを周旋するのが普通である。<sup>1)</sup> 募集を行ふに當つては、工場經營者から依頼される場合、或ひは請負人が豫め任意に募集して來ておく場合、などのあることは既にふれた通りであるが、何れにしても募集の仕方などに變りはない。これらの場合彼等請負人にもそれ／＼募集地盤があり、それは一般に自己の出身地方である。即ち大體同郷人を募集して來るのであるが、こゝにも支那に於ける同郷者間の密接な關係の現はれが見られる。然し必要に應じてはかうした範圍外に亘る場合もないわけではなく、また既に都市に存在してゐる労働豫備軍の中に應募者を求めることも勿論妨げない。

請負人が農村に出掛けて募集を行ふ場合には、通常彼等は農家を訪れて應募者を求めてゐるやうであるが、或ひはまたその土地の茶館などを利用し此處で募集の仕事を行つてゐるが如き場合もあると云ふ。<sup>(註)</sup> 即ち此處で應募者の『取引』<sup>2)</sup> 女工の『賣買』が行はれるわけである。應募者は多く農家の若い子女であるけれども、また既婚の女子も存在する。<sup>2)</sup> この募集の際、請負人のさまざまの宣傳はこゝでもつきものやうであるが、何れにしても窮乏化する農民は、安い契約金にせよそれで彼等の子女を手離さざるを得ないだらう。

應募者に關する種々の契約條件の取極めは、通常請負人と應募者の家庭の間に於いて行はれる。その契約は、

1) 駱偉華、今日中國勞工問題、民國二十二年、218頁、Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report: Regulation of Industrial Conditions, 1939, pp. 40—41(八並龍太郎譯編、上海に於ける工業概観、滿鐵調査月報、昭和十五年三月、110—113頁)等參照。

契約書或ひは口頭によるが、普通、契約書が用ひられてゐるやうである。そしてこの契約によつて、彼女達は請負人に『譲渡された』(transferred, 被轉讓)存在、即ち實質的には『賣られた』存在となるのである。

(註) 募集の際、請負人は豫め紡績工場に於ける職工採用条件を心得てゐて合格の可能性ある者を選択するわけであるが、採用は殆んど身體検査の如何で決定されるから、請負人は先づこの點に注意を拂へばよい。應募者の體格に注意すると云ふが如きことは、募集作業に於ける極めて自明のことではあるが、或る工場經營者の語るところに依れば、請負人にあつては彼等の募集して來た包身工が充分勞働に堪へうるか否かは、自己の利害關係に直接影響するところ大であるため、特に健康的な者を選択して來ると云はれてゐる。これは、經營者の要求にも極めて合致するものであること明かであり、この點請負人は經營者にとつて好箇の勞働者募集人である。然しかくして募集されて來た者も、請負人が一應當てにしてゐる工場で、不合格或ひは其他の事情で採用されない場合を生ずる。さうすると彼女達は更にまた別の工場に連れて行かれる。然し其處でも駄目となると、最後には野雞(私娼)として賣られて行くと云ふ。工場に入つてから病氣などで勞働に堪へなくなつた者も、同様の運命に置かれることが少くないやうである。元來彼女達が請負人に譲渡される場合、豫めその行く先は必ずしも決つてゐるわけではない。そして一旦請負人に譲渡された以上、一定の契約期間中彼女達には最良や何らの自由も残されてゐない。

農村から募集されて來たこれらの農家の子女は通常未経験工である。従つて未経験工を求めて居る工場にはそのまゝ周旋しうるが、経験工が必要とされてゐる場合には、これに應ずるために請負人が豫め彼女達に作業上の訓練を與へるが如きことも少くない<sup>6)</sup>。然し請負人は自分でかゝる訓練をなすことは出來ないので、先づ彼女達を、採用條件がルーズで誰でも雇入れて呉れるやうな工場へ入れ、其處で若干の訓練を得させた後引戻すやうな方法が行はれてゐると云ふ。かくして出來上つた速成・未熟練の『経験工』を周旋するのであるが、當の包身工を可及的早く工場に入れ、或ひはその採用條件が少しでも良好であることは、請負人の中間収取の増大を齎らすこととなるため、彼等請負人は右のやうな手段をも弄するのである。

2), 3) 駱傳華, 前掲書, 218頁。

4) Shanghai Municipal Council, *ibid.*, P. 27, 同上華譯, 30頁。

5) 小倉隆, 支那農村の片影, 改造, 昭和十二年二月號, 126頁。

6) 駱傳華, 前掲書, 218頁參照。

## 二、契約内容

請負人に譲渡された彼女達は、かくして紡績女工たらしめられるのであるが、この兩者の間に於ける最も重要な點はその契約内容である。契約の主なる事項は、契約期間、契約金額及びその支拂時期、契約期間内に於ける請負人の責任等で、これらの點が極めて簡単な形式で取極められてゐる。

(1) 契約期間 右のうち契約期間(包工班)は大體一年乃至三年と云はれてゐるが、通常二、三年と見てよいやうである。<sup>7)</sup>たゞ次に示す上海工部局の調査では、事例は僅かであるが、二年の場合が多い。これらの契約期間は、然し時として更に延長される場合もある。駱傳華氏によれば、大體女工達の結婚期迄延長されると言ふ。<sup>8)</sup>然し筆者が知り得た限りではかうした場合は少く、大體、契約期間終了後は請負人の手から離れるのが通例であると云ふことである。それは、請負人の拘束から脱することによつて、包身工たる女工も自由な身となり、賃銀も自己の所得となしうることから見て充分想像しうるところである。現にかゝる事實は、斷片的ではあるが上海工部局の報告にも見出されるし、<sup>9)</sup>また筆者が直接聞き得た工場經營者の言からも窺はれる。たゞ契約期間終了後に於いても、彼女達は同じ工場で引續き働き、且つ宿舍や食事は依然同じやうに請負人の世話になつてゐるが如き場合も少なくないやうであるが、然しかゝる場合に於ける彼女達の請負人に對する關係は、最早や包身工としての關係ではない。契約期間については、またその一定の期間内に停工の如きがあれば、満期日がそれだけ延長されることである。包身工は満期後更に一定期間請負人のために奉仕的に働く場合もあるやうであるが、これがどの程度に行はれてゐるかは、いま明かにし得ない。

(註) 駱氏は、契約期間が女工の結婚期まで延長されると云ふ點について、或る場合には時として、かゝる事實もあると云ふ

7) 駱傳華、前掲書、29頁、何德明、中國勞工問題、民國二十六年、149頁。  
8) 普通三年とも言はれてゐる。Lowe, Chuan-Hau (駱傳華), Facing Labour Issues in China, London, 1934, p. 20, Shanghai Municipal Council, Regulation of Industrial Conditions, reprinted from 1937

程度に見てゐるに對し、また別の箇所では、このやうな延長の仕方が殆んど凡ての場合に行はれてゐるとも述べてゐる。<sup>10)</sup> 然し右に指摘した如く、前者の方の見方が正しいのではないかと思ふ。

(2) 契約金額及び其の支拂時期 契約金額は、一般的には、契約期間及びその時の經濟的諸事情、或ひは其他の關係に依つて異なるわけであるが、近年の例では、契約期間二、三年の場合、大體三、四十元前後である。駱傳華氏に依れば、一九三三年の著書で三、四十元と述べられて居り、<sup>12)</sup> また上海工部局工業科が一九三七年、包身工たる紡績女工について行つた調査に於いても、大體これと同様の結果が見出される。右の工部局工業科の調査は、この種の女工二十七件（但し二件の職場は不明で紡績女工は二十五件）に關するものに過ぎないが、種々の注意に値する事實を示してゐる。そしてこれらの女工に關する契約金額、契約期間について見ると次のやうになつてゐる。<sup>13)</sup>

兩親への契約金額	二年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	三年
二五元	三〇元	—	三二元	三六元	四〇元	四五元	—	—
件數	一	四	二	七	五	六	一	一

(引用者註) この調査は、上海に於いて今次の支那事變中租界東部から請負人と共に避難して難民收容所に居た女工二十七人について調査したものである。

調査の事例が少ないので、これを以つて一般的な事實を推すことは困難であらうが、大體の程度はこの調査によつても知りうるだらうと思ふ。とにかくこの調査に依れば、契約期間二、三年で、金額は大體三、四十元前後に過ぎない。次に述べるやうに、これらの女工の衣食住は請負人が負擔するとしても、農家の家庭ではこれだけの

支那紡績労働請負制度の様式

第一卷 四三五 第二號 一四七

Annual Report, p. 4.

9) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, pp. 41—42 (前掲, 邦譯編, 112—113頁。

10) 駱傳華, 前掲書, 129頁。

11) Lowe, Chuan-Hua, ibid., p. 20.

金額で以つてその子女を至酷な請負人の手に讓渡してしまふ（實質的には一定期間賣つてしまふ）のである。

この契約金額は、請負人から女工達の家庭に與へられる。その支拂時期には種々の場合があり、例へば契約期間終了後、契約期間内に於ける分割拂、或ひは契約と同時に、等と云はれてゐるが、大體に於いては、契約と同時に若干（大體三分の一）支拂はれ、残額は契約期間中二、三回に分かつて支拂はれるやうである。駱氏がこの點について述べるところはまた一定せず、一般に全額を三回に分けて支拂ふやうにも言ひ、或ひはこれは契約期間終了後に支拂ふことになつてゐるとも述べてゐる。<sup>12)</sup> 何徳明氏は、單に往々二、三回に分けて支拂ふと述べてゐるに止まる。<sup>17)</sup> また上海の日本人紡績の當事者によれば、家庭では大低契約と同時に若干の前金を要求し、これを得てその子女を請負人に渡すとも言はれてゐる。然し更に別の關係者は、全額を契約期間終了後に支拂ふやうな場合もあると言ふ。實際には恐らくこれらの何れもが行はれてゐるであらうが、然し多くの場合は右にも述べたやうに、契約の際に於ける若干の前渡しと、残額の分割拂といふのが普通やうである。この外、契約と同時に全額が前拂ひされるやうなことは先づないだらう。契約期間中に包身工に故障のあるやうな場合には、損失の危険が多いからである。

右のやうに前渡しする場合は、その前渡金の支給は請負人自身の責任に於いて行はれるものであつて、通常、工場經營者とは何らの關係もないと言ふ。また請負人は、かゝる資金について經營者の方から融通を受けるやうなこともないやうである。これらの點は、請負人が或る程度經濟的に餘裕を有つてゐることを示してゐるのではないかと思ふ。その餘裕の基礎は、言ふ迄もなく包身工に對する中間收取に求められるだらう。

12) 駱傳華、前掲書、129頁。また Chinese Contract Labour, The North-China Herald, Nov., 29, 1933にも30—40元と記されてゐる (ibid., p. 334)。  
13) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, p. 41 (前掲, 邦譯編, 112頁)。

(3) 請負人の責任・権利 他方請負人の主たる責任は、右の契約金額の支拂と共に、契約期間中包身工に對して衣食住を支給すること並びに彼女達の逃亡に對する監視・責任等にある。<sup>14)</sup> また包身工の病氣の場合など、それが大したものではなければ治療費は請負人の負擔するところとなつてゐるやうである。然しまた右のうち衣類の如きは家庭の方から仕送りしてゐるやうな場合もある。更に小使錢などを極めて僅かながら支給する場合もあると言はれてゐるが、<sup>15)</sup>これがどの程度に行はれてゐるかは明かでない。逃亡の點についても、必ずしも何れの請負人も一様に責任を負つてゐるとは限らず、然らざる場合も見られる。たゞ請負人がかゝる責任を負つてゐる場合、その責任の内容が如何なるものであるか、いまこれを詳かにしえないが、一紡績工場の當事者によれば、包身工が逃亡した際には彼等請負人は相當手を盡して搜索に當るとも言はれてゐる。然しこの點はなほ事實を確かめる必要がある。それにしても包身工の逃亡がこのやうに問題とされてゐること自體は、この勞働請負制度の下に於いて、彼女達が如何なる生活環境におかれてゐるかを語る一つの反證に外ならない。

請負人の責任は大體かゝる程度のものであるが、これに對し請負人は、契約期間中包身工の得た賃銀は一應凡て自己の所得となすことが出來、即ち賃銀取得の權限は請負人に歸するところとなつてゐる。もつともこれらの賃銀が全部そのまま請負人の純所得となるのではなく、彼等はこの賃銀のうちから前記の契約金額及び包身工の衣食住費等を支辨しなければならぬ。募集費などについても、工場から支給されるもので足りなければ自分で負擔することが必要となる。これらの支出を差引いたものが彼等請負人の純所得となるのであるが、こゝに中間收取が如何なる程度のものであるかも現はれてゐると言へるだらう。

14) 戸田義郎, 續支那紡績勞働の吟味, 支那研究, 昭和十三年三月, 113頁。  
15) 駱傳華, 前掲書, 219頁。 16) Lowe, Chuan-Hua, *ibid.* p. 20.  
17) 何德明, 前掲書, 199頁。 18) 駱傳華, 前掲書, 219頁。  
19) 上海市政府社會局, 上海市勞資糾紛統計(民國十九年), 民國二十一年, 31頁。

なほ従來包身工の賃銀は包身工自身には直接手渡されず、請負人が全部これを受取つて處理する場合が少くなかつたが、最近では大體包身工自身に渡されるやうになつてゐると言ふ。然しこの賃銀も、それをそのまま請負人に手渡さねばならぬのがなほ今日の實狀であつて見れば、右の如き改變も全く形式的なものに過ぎない。<sup>註</sup>

こゝに示したこれらの契約内容は、一般に行はれてゐる基本的な事項であり、これを個々の場合について見ればなほ種々の異同があるかも知れない。現に次に掲げるこの種の契約書に於いても、以上に述べたところと必ずしも符合しない點があるが、包身工に關する契約書の一事例として、参考までにそれを次に示す。<sup>20)</sup>

立自願書人〇〇〇、情因當年家中困難、今將小女〇〇、自願包與招工員〇〇〇名下、帶至上海紗廠工作。憑中言明、包得大洋三十元整、以三年滿期。此款按每年三月間付洋十元。自進廠之後、聽憑招工員教訓、不得有違。倘有走失拐帶、天年不測、均歸出筆人承認、與招工員無涉、如有頭疼傷風、歸招工員負責。三年期內、該女工添補衣服、歸招工員承認。倘有停工、如數照補。期間〇〇年〇月〇日滿工。滿工後、當報招工員數月。恐後無憑、立此承證。

かゝる契約書についても、請負人はこれを他に見せることを極力嫌つてゐるとのことであるが、これは、彼等がその中間收取活動を出来るだけ隠蔽せんとしてゐることを語つてゐるものゝやうに思はれる。

(註) 以上前項及び本項に於いて、紡績資本家と請負人並びに請負人と包身工の關係を明かにしたが、支那紡績勞働者の雇傭關係について今日なほ次のやうな事實が述べられてゐる。即ち『勞働者の雇傭については、支那の紡績は各工場に從屬する勞働請負人(買辦の一種)の手を通じて行ふ。この請負人は主として土民中より雇入れた男女工を工場の必要な數だけ供給する。而して請負人は賃銀其他に就いて直接會社と契約を結び、會社側に對しては之等職工の勞働について責任を負ひ、又職工に對しては賃銀支拂の義務を負ふ。』<sup>21)</sup>と言ふのである。これらの事實は支那紡績業一般に於けるものゝやうに述べられてゐて、それ以上には何ら明かにされてゐないが、然しこのやうな關係は、今日では、日本人紡績に關する限り一般的には妥當せ

20) 馮和法、農村社會學大綱—中國農村社會研究—、民國二十一年、380頁(但し同所に於ける記述は、國立中央研究院社會科學研究所社會學組、中國農村經濟之發軔による)、小倉隆、前掲稿、126頁。

21) 日本綿業俱樂部、内外綿業年鑑、昭和十五年版、405頁。なほ同年鑑最近



ず、また支那人紡績について見るも疑問の點が少くない。もつとも右の如き事實は、曾つてはかなり見られたやうであるが、其後漸次改廢されて居り、従つてこれらの事實を以つて今日の支那紡績業に於ける一般的事實であると見るとは當を得ないだらう。

また別の記述によれば『この制度（請負制度）大體前記引用の如き内容を有つ制度——引用者）は幾多の障壁を伴ふを以て邦人經營工場に於ては今全く廢せられて直接雇傭制度を採用してゐる。』とされてゐる。これは、日本人紡績の現狀に關する限り前記の記述を否定する形になつてゐるが、然しまた既に日本人紡績に於いては凡て『直接雇傭制度』が採られてゐるやうに述べられてゐる點は、事實を正當に傳へるものではない。こゝに言ふ『直接雇傭制度』が如何なる内容のものを意味してゐるか、問題であるけれども、然し日本人紡績に於いても、労働者の募集・周旋或ひはその日常生活に對する世話・管理等に關し、今日なほ依然請負人（或ひはこれと類似の者）が介在してゐる場合の少くないことは本稿に示す通りである。

前記の各引用についてはなほ吟味すべき點があり、また私の述べるところにも更に説明が加へられなければならないが、こゝではたゞこのやうな記述に對して、事實と符合せざる點のあること並びに種々の疑點の存することを指摘するに止める。なほ先きに紡績資本家と包身工の間には、他の普通の紡績労働者と同じやうに、資本家對労働者の一般的な關係を見るに過ぎないといふ述べたのは、少くともこの労働請負制度に關する限り、現在右の兩者の間には、前記第一の引用に見るが如き關係は存在してゐないと云ふ否定的な見方をとつてゐるためである。但し既往に於いて右の如き事實の存在してゐたことはいまも言及した通りであり、従つて問題は、曾つての事實を現在もなほ存在してゐるが如く記述してゐる點にある。

#### 四 包身工の生活

以上のやうな契約によつて請負人の手で募集されて來た包身工たる女工達は、かくして完全に彼等請負人の支配下におかれる。契約の形式はともかく、實質的には彼女達は人格ぐるみ請負人に買はれた存在であると云つてよい。そしてかゝる關係の下に彼女達は工場労働に従事してゐるのであるが、これらの事實に對し工場經營者は

支那紡績労働請負制度の様式

第一卷 四三九 第二號 一五一

各年版には何れも同様の記述がなされてゐる。

22) 酒井又治、支那紡績視察報告、ダイヤモンド、昭和六年六月一日號、20頁。  
23) 東亞經濟調査局編、支那紡績業の發達とその將來、昭和七年、36頁。なほ酒井又治、前掲稿、20頁參照。

直接的には殆んど關知しないといふ關係に立つてゐる。この限り一應凡ては請負人と包身工の關係に止まるのである。かゝる實狀にある限り、同じ支那の紡績労働者のなかにあつても、彼女達包身工の生活がヨリ劣悪化せしめられざるを得ないことは明かであらう。

一、請負人の配下にある包身工の數 請負人がその配下に有つてゐる包身工の數はさまざまであるが、相當多數を有つてゐる場合も少くない。筆者が直接知り得たところによれば、昭和十五年の夏頃、上海の日本人紡績では請負人一人當り十五人以上の包身工を有つてゐる者が可なりあり、なかには數十人を擁してゐるやうな者もあつた。また別のある日本人紡績では請負人一人當り平均約十五人を示してゐた。然し他方にはこれが三人、五人と云ふやうな場合もあつた。駱氏は、請負人の多くは五人乃至三十人の女工を有つてゐると述べてゐる<sup>1)</sup>。これらの點は、工場の操業狀況、労働者の移動關係、其の他の事情によつて變化するはずであるが、一般に一人の請負人が十人前後或ひはそれ以上を擁してゐるやうな事例は決して少くないやうである。會つてこの労働請負制度が盛行した頃には、上海の日本人紡績の請負人は一人でその配下に約六百人を擁してゐたと言ふ。このやうな場合勿論更に下請負人が用ひられてゐる。其後經營者側では弊害に鑑みて一人の請負人がかゝる多數の包身工を擁することを廢止せしめたと言ふことであり、最近ではこのやうな大請負人の例は先づ見られない。

二、中間收取の程度 請負人の配下にあるこれらの包身工の日常生活は、それ／＼當の請負人の下で行はれる。即ち一般に請負人は自己の監督下に彼女達を起居せしめつゝ工場に通勤させてゐるのであるが、これは、中間收取制度たるこの労働請負制度に伴ふ必然の様式である。

1) 駱傳華。前掲書、219頁、何德明、前掲書、199頁。

かくして請負人がこれらの包身工から取得しうる中間收取の程度は、包身工の得る賃銀と請負人の支辨する金額の差に外ならない。このうち賃銀は既に工場の方から決められてゐるものであり、また請負人の支辨する金額としては、既定の契約金額の外は殆んど凡て女工達の生活費である。それ故中間收取の増大を意圖する請負人が、これらの生活費を出来るだけ引上げる方法をとることは極めて自明である。それでは請負人の中間收取は大體どの程度に達してゐるか。この點については、既に若干の事實や推定が示されてゐるが、<sup>2)</sup>比較的最近の事實についてのこれらの關係をやゝ具體的に扱つてゐる一例として、次に前掲上海工部局工業科の報告中の一節を示す。

『一人の少女が月平均十二元の賃銀で二ケ年間續けて働くとすれば、請負人はその契約期間中に二八八元を得ることが出来る。見習期間中に於ける初期の低賃銀や不時の失業を考慮しても、二六五元と言ふ額は、二ケ年間に得られる賃銀の概算として一應公正な見積りであらう。費用は大體のところ、食費月五元、家賃、燈火及び水道の分擔費月四角と見ると、二ケ年間の生活費は合計二二九・六元となる。此の外更に募集費として一〇元必要と思はれるし、また両親へは三五元支拂はれると見、うち一〇元を少女の離郷の際に、殘額を契約期間の満期の時與へられるとする。さうすれば費用總計は約一六五元となり、二ケ年間に於ける少女の働きとして殆んど一〇〇元の利益が請負人の手に入る。請負人は男女を問はず、若し一人で八人乃至一〇人或ひはそれ以上の少女を擁してゐるとすれば、彼等の生活は、熟練した職も身につけてゐない無學な人間として決して不<sup>1)</sup>充分なものではない。』

これは一九三六、七年頃の事實によるものであるが、請負人の有つ包身工の數については先に述べた如くであり、彼等にして二、三十人の包身工を擁してゐる場合にはその収入も決して少ないものではない。駱氏は、彼等請負人の月々の収入は、普通の教員の給料より更に高いだらうと述べてゐる。<sup>3)</sup>

2) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, p. 41 (前掲邦譯編, 112頁), ditto. Report of the Shanghai Child Labour Commission, reprinted in China Year Book, 1925, p. 548, Chinese Contract Labour, The North-China Herald, ibid., p. 334, 駱傳華, 前掲書, 218—219頁, 等。

## 三、包身工の生活

これらの事實は、然し同時にその反面に於いて包身工の生活の劣悪さを語るものに外ならない。衣食住は大體請負人から支給されると言ふものゝ、勿論それは最低限度のものでしかあり得ない。例へば衣服の如きも極めて粗末なものであり、工場内にあつて服装を見ると、それで包身工たることの見分けがつくとさへ、ある工場當事者は語つてゐる。これらのものが劣悪であるばかりではない。更に包身工は工場の作業から離れてゐる間に於いても請負人の眼から逃れることが出来ず、絶えずその監視下におかれてゐる。その上、<sup>7)</sup>にまた必然的に相伴ふものは道徳的頹廢であり、一官廳報告は『労働者の多くが若い女であり、而かも彼女達が通常男子の請負人の支配下にあると云ふ事實は好ましからざる状態である』と警告的に述べてゐる。

(註) 紡績労働者の宿舍については、上海の日本人紡績では一般に工場側で所謂職工住宅なるものを設備してゐるが、收容力は必ずしも充分でなく、また支那人紡績ではかゝる設備を欠くものも少なくない。これらの職工住宅は通常日本式の寄宿舎ではなく、一種の貸家である。それは工場の建物と同一の構内にある場合もあるが、多くは構外に設けられてゐる。工場の方ではこれらの住宅を安い家賃で貸してゐるので、請負人はそれが得られる場合には大抵これを借り、然らざる場合には普通の家を借りてそこに女工達を收容すると云ふ方法をとつてゐる。

この間の具體的な事情を語るものとして、こゝに一、二の事例を示すことは必ずしも無駄でないであらう。次に掲げる一つは駱氏の述べてゐるところであり、他の一つは前記の上海工部局工業科の手になる包身工二十七件の調査中の代表的な一例である。

(一) 駱氏は包身工たる紡績女工達の生活状態を次のやうに叙述してゐる。『(請負人)が女工に與へる衣食は勿論極めて悪く、また彼女達の住まふ部屋も非常に不衛生である。各請負人(包飯作)の家には、多くの場合五人から三十人の女工が居る。彼女達は一間か二間の小部屋と一緒に暮してゐるが、それは全く牛馬のやうな生活である。彼女達は單に物質上の痛苦に堪へ

3) Shanghai Municipal Council, *ibid.* p. 41 (前掲, 邦譯編, 112頁)

4), 5) こゝに計算の誤りがあるやうである。原文の計算からすれば165元は175元に、100元は90元となるはずである。

6) 駱傳華, 前掲書, 218—219頁。

られないばかりでなく、精神上にも壓迫を受けてゐる。請負人は彼女達を逃亡走失せしめないやう責任を負つてゐるので、彼女達が友人と交際したり自由に行動することを許さず、それで彼女達は全く請負人の苛酷な収取に遇ひながら生活してゐるのである。而かも單にかうした點のみに止らない。更にひどい者になると、賄屋の親方（請負人のこと——引用者）で女工の利益を収取するのみでなく、その肉體を蹂躪する者さへある。そしてこのやうな状態は上海では常に見られるところである。<sup>9)</sup>また曰く『……例へば上海の紡績地帯では、これらの少女達のうちに、請負人のために稼ぎながら同時に彼等の「オ神さん」として使はれてゐる者があるのは稀なことではない。<sup>10)</sup>』

(二) 上海工部局工業科による調査の事例——それは包身工たる一紡績女工に關し、契約條件から請負人の下に於ける生活狀況に亘つて明かにしたもので、こゝにこの勞働請負制度の實狀を具體的に見ることが出来る。やゝ長いけれども引用に値しよう。即ち曰く

『羅（譯音）なる一少女、當時十六歳で、生れは江蘇省北部の泰興である。家庭には両親と二十三歳の兄及び七歳の妹とがある。兄は讀み書きが出来、行商人である父の手助けをしてゐる。家の収入は月々現金約一〇元であるが、外に二エーカーの土地と一軒の蕪屋がある。』

少女の話によると、毎年上海から女が来て、上海に行つて働く若い紡績女工を募集した。彼女の両親は、田舎では彼女が生活費を稼ぐやうな機会もないと思つたので、一九三七年三月、彼女を上海にやつた。契約は、家庭で四五元貰ひ、そのうち約一〇元は前拂ひと云ふことであつた。また二年間、少女の稼ぎ高は全部請負人のものとなり、その代りに彼女は食事と部屋だけが與へられる約束であつた。被服その他必要なものは家の方から仕送りすることになつてゐた。

羅と一緒に暮してゐるこの女の請負人は、二十人の少女を有つてゐる。彼女はみんな一つの部屋で寝る。ベッドはないので、床の上に他の者達と一緒に、一つの蒲團に二人づゝ寝るのである。冬は非常に寒く、からだや衣類を洗ふのに使ふ湯もない。それで一回一分を出して錢湯に出掛けるのである。一日の食事は三回で、朝と晩はお粥、晝に御飯と野菜が二品つく。肉のあるのは元日だけである。

軽い病氣は、大抵請負人に假病と見做される。羅の語るところでは、頭痛や風邪の場合家に居て休養しようと思ふと、よく打たれたと言ふことである。晝番の者は早朝四時半頃には起き、五時に朝飯を喰べて六時には工場仕事に取りかゝり、午後六時まで働く。みんな非常に疲れるので、もう八時頃には寝てしまふ。日曜日は休みであるが、その日は自分達の洗濯をしない。

#### 支那紡績勞働請負制度の様式

第一卷 四四三 第二號 一五五

7) Shanghai Municipal Council, Regulation of Industrial Conditions, repinted from 1937 Annual Report, p. 4.  
8) Pearse, A. S., The Cotton Industry of Japan and China, Manchester, 1929, p. 149.

ければならない。

最後にこの少女は「つらい生活」だつたと語つてゐた。そして何時かもつとイ、働き場所が得たいと望んでゐた。彼女には教育を受ける機会もなかつたのである。<sup>9)</sup>

請負人の支配下にある包身工の隷奴的存在たることを、我々はこれらの事實から充分讀みとることが出来るだらう。而かもそれは過ぎ去つた歴史的事實ではなく、今日なほ、支那最大の近代都市に於ける支那の代表的な近代工業に見る現實の事實である。かくして彼女達はかゝる近代工業に於ける労働者であると共に、また以上のやうな諸條件に制縛されてゐる労働者なのである。

人々は以上に敘述したやうな事實のうちに、支那紡績労働或ひは更に支那の近代的工業労働の性格の一つを見出しうるだらうと思ふ。

9) 駱傳華, 前掲書, 219頁。

10) Lowe, Chuan-Hua, *ibid.*, p. 20.

11) Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, pp. 41—42 (前掲邦譯編, 112—113頁)。